２０２３年度―第３９期―

社会福祉法人　障友会　事業計画

社会福祉法人　障友会

（はじめに）

新型コロナウイルスはクルーズ船内での感染症の集団発生以来３年が経過し、世界中の経済に影響を与えるだけでなく、人々の行動様式にも変革をもたらしました。昨年度はオミクロン株の出現により再び感染者が急増を繰り返し、福祉・介護サービス事業者にもご利用者の減少や場合によっては休所せざるを得ない状況になるなど、運営に大きな影響を与えています。当法人においても、ご利用者や職員の感染が相次ぎ、通所施設やショートステイを臨時休所したり、グループホームでの隔離生活を強いられたりしています。

法人では今年１月に５回目のワクチン接種を実施するとともに、各施設で空気清浄機を導入するなど感染対策を徹底し、ご利用者に少しでも安全に楽しく過ごしていただけるよう職員が知恵を絞って行事や日々の生活や過ごし方を工夫しています。一日も早く、以前のように屋外での活動や皆さんが集まっての行事レクリエーションが再開できる日が来ることを願っています。

一方、私たち障害福祉事業を取り巻く環境は、新型コロナの影響による減収や物価高騰による経費の増大など一段と厳しさを増しています。国においても障害者総合支援法施行後３年の見直しやグループホームの通過型の新設などの議論が行われ、堺市の障害福祉計画も２０２３年度は計画３年目の見直しの年に当たります。

障友会ではこれらの経営課題や環境の変化に対応すべく、うららの分離独立・相談支援の統合、災害 BCP（業務継続）計画の策定、身体拘束適正化委員会の設置、管理者の目標管理・評価の実施などいくつかの対策を行いました。また、家族会代表などのご協力を得ながら懸案であった第３次の中・長期計画の策定に取り組みました。今後は中・長期計画での議論を踏まえ、５年から１０年先の障友会を見据えた目標を設定し、設立理念である「あたりまえの生活」をめざしてご利用者やご家族が安心して過ごすことのできる持続可能な事業運営に取り組んでまいります。

さて、当法人も創設３９年目を迎えます。昨年はくるみの樹とわららか草部も設立２０周年を迎えました。この間、地域の知的障害をお持ちの方やそのご家族のニーズに沿って通所施設、ショートステイ、グループホーム、相談支援とその事業を拡大してきました。おかげをもちましてご利用者・職員とも 200 名を超える規模となり、その運営の責任に気が引き締まる思いです。昨年春には、後援会の皆様の多大なご支援により、当法人創立の地である堺みなみの敷地に障友会の「碑」を建立することができました。1985 年の法人設立以来の歴史の中で、ともに過ごした人たちを忘れず語り継ぐ存在、障友会の歴史を紡いできた人々のシンボルになるものと考えています。

人類が地球で暮らし続けていくために２０３０年までに達成すべき国際目標である SDGs（国連が定めた持続可能な開発目標）では「だれ一人取り残さない」ことをうたっています。当法人の４０周年に向け、現在のご利用者をはじめ、堺に暮らす障害者のあたり前で生きがいのある生活の実現をこれからもめざしてまいります。

障友会の長期目標

（１）法人理念の実現

〇法人の設立理念「あたりまえで生きがいのある生活」の実現を貫く

・設立当初のサービス資源がほとんどなかった時代に比べ、現在は法制度が確立されて新たな事業参入が相次ぎ、利用者が事業所やサービスを選べる時代になっています。

・しかし、制度が充実した現在においても重度の障害の方の受け入れ先は比較的少なく、施設コンフリクトの問題や地域との共生はまだまだ不十分であるなど、健常者と同じ「あたりまえの生活」は実現できているとは言えません。

・法人の設立理念は今も変わらず当法人としてめざすべき姿であり、今後も堺市地域にお住いの知的障害者を中心に「あたりまえで生きがいのある生活」を支援していきます。

〇どんなに障害が重くとも、人間として「あたりまえで生きがいのある生活」ができるように

⇒重度であっても一人一人のあたりまえの生活を考えた支援をめざすとともに、それを実現できる事業を進めます。

〇ひとりひとりの大人としての基本的人権が守られ、人格が尊重されて、この人たちへの偏見や差別がなくなるように

⇒職員の日々の支援の基本方針として規定します。また、利用者の人権や尊厳を尊重し、期待する職員像の確立とそれらを実現する取り組みを行います。

〇仲間とともに「働く」ことを通じて、限りなく人間として成長してゆけるように

⇒様々な授産活動、生活体験や社会性を身につける活動などを通じて元気な間はできるだけ作業を取り入れ、働くこと・向上することに生きがいと喜びを見出せるようにします。

〇それぞれの人の「力」が精一杯発揮できて、可能な限り自分の生活を切り拓いてゆけるように

⇒一人ひとりの意思を尊重し、地域社会での経験づくりや生活能力の開発に力を注ぎます。

〇家族や地域社会の人たちと一緒にいつまでも仲良く、助けあいながら、元気で過ごせるように

⇒共生社会の実現に向けて、地域・社会への参加機会や地域の人たちと関われるような活動を増やします。

〇親なきあとも、生まれ育った堺の地でいつまでも豊かな暮らしが営めるように

⇒ご利用者の高齢化や重度化に対応できる設備や仕組みを導入し、またグループホームなどの新たな住まいの場を確保していきます。

（２）基本的な目標

〇ご利用者の高齢化・重度化に対応する。

・長く当法人のサービスをご利用の方が多く、次第に高齢化・重度化が進んできています。

・これらの課題に対応できる事業形態や施設形態を模索し、取り入れていきます。

・ご利用者の高齢化、親亡き後を見据えた住まいの場の確保や医療的サービスとの連携に努めます。職員も高齢化・重度化に対応できるスキル・ノウハウを積み上げていきます。

〇地域に開かれ地域と共生する。

・ご利用者の地域社会での経験づくりや生活能力の開発に力を入れていくことが肝要です。

・そのためには、地域社会への参加機会や地域の人たちと関われるような活動を増やすことをめざします。

・また、社会福祉法人としての公益活動やボランティアの開拓など地域との連携に努めます。

〇特色ある授産活動やレクリエーションで充実した生活を実現する。
・魅力ある授産事業の開発や重度中度の方でも可能な作業など特色ある授産事業を研究し開拓していくことや授産工賃の向上をめざします。
・コロナ禍の中でも、利用者がいろいろな体験や外出ができるような取り組みやレクリエーションなどのメニューを工夫し研究していきます。
・ICT 化を進め、利用者支援やご家族への情報提供などに活用できる手法を研究します。

〇将来を担う職員を育成する。
・期待する職員像の確立とそれらを実現する取り組みを行います。また法人の経営理念、期待する職員像に基づいたトータルな人材育成、マネジメントを構築します。
・経営理念や経営方針を幅広い職員が理解するよう努めるとともに、リーダー層は幅広い視野の醸成などにより次世代の経営層の育成に努めます。

〇持続可能な経営基盤を確立する。
・新型コロナ感染症への対応や人件費の増大、利用者の確保競争などにより、法人の経営環境が厳しくなってきています。今後、堺みなみなど法人施設の建て替えや利用者の高齢化・重度化に対応した施設整備が必要となっています。
・サービス報酬の確保や効率的な事業運営で健全な財務規律を確立し、必要となる施設建替えや改修、新たな事業の財源を確保します。

障友会の中・長期計画（案）

（１）　ご利用者の高齢化・重度化に対応する

〇通所事業の方向性
・利用者が元気な間はできるだけ作業を取り入れ、働くことに生きがいと喜びを見出せるようにします。
・重度の方や高齢の方がゆったり楽しく過ごせる場を作ります。また、高齢になっても今までの人間関係がなくならないような仕組みを検討します。
・施設の整備や修理にあたっては、利用者の高齢化・重度化に対応できるよう、バリアフリーやトイレなどの設備、体調が悪い利用者の居場所づくりなどを工夫します。
・利用時間の延長等の可能性について研究します。

〇住まいの場の確保
・利用者の高齢化・重度化に対応できるような居場所や住まい、支援のあり方について検討し、必要なグループホームなどの整備を図ります。また、比較的若い元気な利用者のグループホーム需要については近年多くなっている他法人との連携等も検討します。
・あわせて障害福祉サービスと介護保険サービスの比較、共生型サービスの可能性を研究します。

〇医療的サービス等との連携
・当法人にない訪問診療、訪問看護、リハビリなどの医療や介護サービス、ホームヘルプサービスなどを他法人・事業所との連携などにより提供できるよう努めます。

〇緊急時の対応
・災害時の対応やコロナによる療養の場の確保など、堺市等とも連携し研究します。

（２）地域に開かれ地域と共生する
〇地域との連携
・施設で開催する行事への地域住民やボランティアの参加など、地域住民と利用者が交流できる取り組みを検討します。また、地域行事への利用者の参加などについても可能な範囲で検討します。
・他法人との合同研修や共同行事の開催、地域住民の福祉理解を促進するなど福祉文化の醸成に向けた公益的な取り組みを行います。

〇公益活動
・社会福祉法人としての公益活動を改めて検討し、社会福祉法人としての取り組みを改めて検討します。

（３）特色ある授産活動やレクリエーションで充実した生活を実現する
〇充実した生活の実現
・ご利用者やご家族に魅力的な特色ある活動（農園づくりや発達支援研究、社会性を身につける活動など）を導入します。
・コロナ禍の中でも、利用者がいろいろな体験や外出ができるような取り組みやレクリエーションなどのメニューを工夫し研究していきます。

〇授産活動の活性化
・魅力ある授産事業の開発や重度中度の方でも可能な授産製品や作業など特色ある授産事業を研究し、開拓していくことや、同時に授産工賃の向上を目指します。

（４）将来を担う職員を育成する
〇トータルな人材育成
・法人の経営理念、期待する職員像に基づいたトータルな人材育成、マネジメントを構築します。
・利用者の重度化や要介護となる場合に備え、職員の支援技術、介護技術の向上を図っていきます。また、業務マニュアルの整備を進め、業務の標準化、共有化を図るなど統一した仕組みを取り入れます。
・職員が自らのキャリアを描けるような人材育成の仕組みづくりを行います。特に若手の職員のフォローアップや、リーダーとしての幅広い視野の醸成、情報の収集のための取り組みで次世代の経営層を育成します。
・ウェブシステムによる新卒者・中途採用の活用や、障害者施設部会での合同採用ホームページの作成、合同説明会の開催などで職員の確保に努めます。

〇目標管理と人事評価
・職員個々の能力向上などにおいて目標を示すなど、職員の面談を含めた公平公正な評価制度を実施します。
・経営層が幅広い職員に対し、経営理念や事業計画など経営方針を都度伝えるとともに、現場の状況を反映できるよう意見を聞く機会を作ります。
〇研修の充実
・キャリアに応じた研修の充実を図るとともに、職員による各種研究会を奨励します。（自主研究会の励

行、トップからの研究会テーマの発注など）
・積極的な外部研修への参加を促し、非常勤職員へも拡大を検討するなど充実に努めます。
また、他法人施設への視察や合同研修の開催など職員の視野の拡大に努めます。
（５）持続可能な経営基盤を確立する
〇健全な財務規律を確立
・健全な財務規律を確立し、必要となる施設建替えや改修、新たな事業の財源を確保します。
・老朽化施設の建て替え等にあたっては、事業規模や事業再編、各種加算や補助金を確保できる仕組みを検討するなど、できるだけ効率的な事業運営ができるように工夫します。
・事業の再編等により事業収入の増加を図るとともに、同業他法人に比べ高い人件費比率を下げる検討するなど、サービス報酬の確保や効率的な事業運営に努めます。

〇活力ある事業運営
・強固な財政基盤を確立するため、将来の事業計画や資金計画などを経営会議や管理者会議で今以上に検討・議論し、事業運営が良好に進展するよう執行体制を機能強化します。
・活力ある事業運営を継続していくために、支援学校卒業生など若い利用者の確保に努めます。

〇障友会 PR 活動
・ホームページをはじめとして PR イベントへの参加など情報発信を多様化し、当法人の各事業や地域における役割を情報発信し認知度を高めます。
・新たな利用者確保のために支援学校等への PR 活動などを強めます。
・利用者や家族に様々な情報を提供し、また法人の経営層や管理者が積極的にご家族等と意見交換する機会づくりに努めます。

法人・施設の経営、運営に関する基本方針
１）つねにわが国の政治、経済、社会（社会保障、社会福祉など）等の大きな動向を注目、把握し、そのうえで向後の法人のあり方等を展望します。
２）堅実、確実な法人の経営を旨とし、必要性に、又時機に応じて将来を切り拓きます。
３）各種の法令を遵守し、法人内組織の強化や管理運営体制の整備、強化に努めます。
４）計画的、合理的な法人、施設の経営、運営体制を整備構築して業務の適正な執行に努めます。
５）民主的、近代的な経営、運営を基本とし、全ての職員にとって働きやすい、働きつづけることのできる諸環境や諸条件の整備をすすめます。
６）つねに利用者、家族が発する諸ニーズを尊重し、それらのニーズの実現に、そして利用者のよりあたりまえで生きがいのある、又家族にとって安心の大きい事業と支援の提供に努めます。
７）家族を含めた関係者が参画する「法人の将来を展望する機会」を設け、将来の法人のミッションについて共に検討します。
８）各施設の家族会、後援会、法人役員、さらには法人の職員等と諸情報を共有し、共通の認識を基礎として法人、施設の経営、運営をすすめます。
９）日々の適切な利用者支援のため、又将来の法人、施設の経営、運営の担いのために法人職員の「人材育成」をすすめます。
１０）関連組織や機関、団体等への職員の参加、参画を積極的にすすめ、又、何らかの役割の担う等を通じて職員の視野や認識の広がりさらには関係性の深まり等を保証します。又そのことを通じて法人の社会的位置や存在感等の向上に努めます。

１１）同業他法人、組織、団体等との共同活動やソーシャルアクション、学習や研修会等に積極的に参加します。

１２）社会福祉法人としての公益性を認識し、地域社会の生活諸課題ニーズの把握に努め、可能な限りこれらテーマの解決、改善のために努めます。

支援のあり方に関する基本方針

１）利用者の人権、尊厳の尊重、対等平等の支援に努めます。

利用者の人権や人間としての尊厳を尊重し、このことを基礎にした取り組みを一層強化します。支援者のいわゆる上から目線や強い者目線、言動を排除して、利用者との対等平等、同じ高さ目線での関係づくりに努めます。

そのため職員への適切な職場研修を強化推進するとともに、日常的に業務の内容や利用者との関係性、コミュニケーションのあり方等をふりかえり、検証する機会を設けます。

又職員同士が相互に指摘しあえ、助言しあえる職員関係、職場風土の醸成に努めます。

２）利用者の「意思」の尊重、意思決定支援に努めます。

各日中事業所における利用者のグループ支援、活動支援とあわせて、一人ひとりへの個別支援を大切にします。

利用者個々の意思、ニーズを的確に把握し、その実現に向けて利用者とともに力を尽します。意思やニーズの表明等が困難な利用者については、様々な工夫を講じて意思が形成され、何らかの方法で表明されるようなとりくみをすすめます。そのための支援者のスキルや表明を受け止める感性の向上にも努めます。

３）利用者のストレングスに着目した支援に努めます。

利用者の長所・得手・強みなど、いわゆるストレングスに着目、活用した支援に努めます。利用者の自信やプライドを高め、それが生活力の向上や人格的な成長につながることをねらいとします。

４）目で見てわかる（わかりやすい）支援に努めます。

人間の聴覚情報処理能力に比べて視覚情報処理能力の優位性に着目し、利用者をとりまく諸環境の可視化、構造化に努めます。

建物内外の物理的環境はもとより、時間や活動（プログラム）内容などについても可能な限りの可視化に努め、誰にとってもわかりやすい環境の整備にとりくみます。環境のわかりやすさは活動や暮しの見通しにつながりそれが又安心な日々の生活につながります。

５）虐待につながらない支援をめざします。

利用者の人間として、又成年としての尊厳を尊重し、個性、個別のニーズに配慮したていねいで安心、安全な支援に努めます。

とくに身体介助が必要な利用者についてはその際の手順や介助の方法等について利用者への十分な説明と了解、同意を前提に実施します。

６）利用者の高齢化、要介護化、医療ニーズに対応する支援を行います。

高齢化、要介護化に対して、一人ひとりの状態にていねいに真摯に向き合います。利用者の立場や心身の状況をあるがままに受け止めて、利用者に気持ちの負担をかけることのないような支援に取り組みます。

物理的な環境の整備も行い、合理的配慮のある支援に取り組みます。又、一人ひとりの医療ニーズにも可能な限り適切に対応します。

日常的なバイタルチェックや見守りを適切に実施し、健康診断等の諸情報を関係者が共有して、傷病等の予防に生かせるよう努めます。

７）安心、安全を提供する支援を行います。

利用者が安心、安全な日々を送ることができるよう努めます。日々に発生する「ヒヤリ・ハット」や傷病、事故等をしっかりと受け止めて分析し、職員全体で知恵を出しあって対策を講じ、もって再発の防止、事故、傷病の軽減に努めます。

又、「大事に至らなかった、予防的に対応できた」等の好事例を評価しあうことでも職員の事故防止に対する意識や認識の向上を図ります。

８）利用者に寄り添う支援を実施します。

あたりまえで生きがいのある日中の暮しや「暮しの場」の確保、実現のため職員の人権意識の向上や価値観の醸成、共有に努めます。

又、利用者一人ひとりのこれまでの半生に思いをはせ、想像し、そして共感できる力を養うことで日々の利用者への「寄り添い」が実現するよう努めます。

９）苦情、要望を利用者支援に生かします。

諸方から日常的にいただく「苦情・要望」に対して真摯に、前向きに受け止め、しっかりと分析検証の上事業運営や利用者支援に生かします。

「ヒヤリ・ハット」事案とともに苦情解決事業第三者委員の指導、支援を業務遂行上の教訓とし、事業運営、利用者支援に反映させます。

１０）防災、防犯への対応を強化します。

火災、洪水、地震さらには停電等を想定した避難訓練や利用者への学習を実施します。万が一の場合に備えて食物や飲料水等を各事業所毎で日常的に備蓄し、災害等避難時に対処します。

夜間、休日等の建物の戸締り、施錠を確実に実施し、又、昼間の不審者等への対応訓練をまずは職員が実施して防犯対策とすることで利用者の安全を守ります。

２０２３年度事業の運営方針

２０２２年度に策定した中・長期計画に基づき、知的障害のある成年の日中における諸活動、社会参加、そして地域社会での継続した暮しを総合的に支援するとともに、他機関とも連携をしてそれらの暮しがより豊かで生きがいのあるものとなるような支援、援助に努めます。

１）日中活動支援事業

ご利用者の日中の暮しや活動の場、社会参加の場として６ヶ所の事業所を展開し、各利用者の心身の状況やニーズに応じた支援、援助を提供します。「日々、住いの場から日中活動の場に通い、仲間たちと共に働き、活動をする。そして夕刻にはふたたび住いの場に帰宅する。」というおよそ人間としてのあたりまえな日々の普通の暮しの実現を支援します。

日中活動は「利用者ニーズ」に基づく多様なとり組みや機会であって、利用者にとって喜びややりがいのあるものになるよう努めます。活動内容の選択は可能な限り「利用者第一主義」を原則とします。また就労を求める利用者についてはその場所、時間、仕事を提供し、より高い工賃が確保できるよう注力します。

２）地域生活支援事業

①ショートステイ

法人内外の利用者の家族にどのような事態が発生しても、利用者がひきつづき地域社会で暮しつづけることができるよう、また日中活動への参加が中断されることがないよう、ショートステイ事業の実施により支援します。家族のひとときの休息を保障する場として、また成年である利用者の家族から離れ

た暮しの体験の場としてもショートステイを位置づけ、それらの実現を支援します。
　夜間、休日等における家族の緊急事態にも適切に対応し、利用者や家族の安心、安全を守ります。
②グループホーム
　様々な事情によって家族との暮しが困難になった利用者が引き続き地域社会で暮しつづけることができ、また日中活動への参加が中断されることがないようグループホーム事業により支援します。
　グループホームでの暮しは少人数とはいえ集団生活という限界はありながらも、できる限り利用者のニーズに応じた普通の暮しに近いスタイルを準備し、その実現に努めます。また、各グループホームの安全安心な管理運営体制を確保し、支援者の資質の向上に努めます。
③利用者個々の地域生活を支援します。
　ご家族と生活されているご利用者、また一定の生活力がありグループホームを利用しないご利用者については、個々のニーズに応じて他機関との連携のもと安心、安全な地域生活の継続を支援します。

３）相談支援事業
　生活のコーディネーター役である相談支援事業所の役割、機能を最大限発揮できるように努めます。法人内外のご利用者や家族に寄り添いながら、利用者の日々の心身の状況、家族の状況、諸事情等を適確に把握し、それらから発生する諸ニーズに適切に対応します。
　各利用者のライフステージに応じた暮しのあり方等をともに考え、よりよいライフスタイルの実現に努めます。また、利用者、家族の安心、安全でより豊かな暮しを支えます。

２０２３年度法人の事業計画
１）第３次法人の中・長期計画の推進
　昨年度は法人理事やご家族代表などの参加により、我が国の障害福祉施策の現状の分析等とあわせて当法人の課題分析を行い、今後の法人のあり方、方向性について約１年をかけ議論してきました。それらをまとめ本年３月には第３次中・長期計画を策定しました。
　2023 年度からは当計画に基づき、新たな 10 年に向けて事業を推進してまいります。

２）新型コロナ感染症の防止に向けた安心な事業運営
　2022 年度も新型コロナウイルス感染症に対する予防対策に追われる 1 年でした。感染力の強いオミクロン株の流行により、昨年度は当法人においても何回かクラスターが発生し、昨年８月・９月には堺みなみとわららか草部、ショートステイも陽性者対応のため一時休所せざるを得ませんでした。また 12 月・１月には第８波の影響でフレンズや堺みなみを休所することになりました。
　一方、ご利用者のワクチン接種も 1 月には 5 回目を実施するなど、新年度もマスク着用、手洗いや消毒などの励行とともに、引き続き新型コロナ対策を続けます。ウイズコロナ・アフターコロナの時代に向けて、新しい生活様式に沿った活動のあり方を考えるなど環境整備に努めます。また、これからも堺市等行政の指針に応じ必要な対応を行うとともに、利用者・ご家族への情報提供に努めるなど機敏な対応に努めます。

３）ご利用者の高齢化・重度化に対応する事業運営
　当法人は、日中活動の場である通所事業と居住の場としてグループホームを中心に整備・運営してまいりましたが、利用者の高齢化・重度化が進み、当法人の今までのグループホームでは医療的ケアが難しいなど課題を抱えています。また、通所事業においても利用者の大きな生きがいである「仕事」が利用者の高齢化も相まってだんだん少なくなってきています。一方、若い利用者は減り、新たな方はなか

なか入ってきません。

そのため、法人の中・長期計画に基づき、事業の最適化を検討し、利用者の高齢化や医療ニーズ等に対応しやすい事業の再構築を模索するとともに持続可能な事業運営をめざします。

【具体的な検討項目】

①堺みなみの建て替え計画の検討

開設 38 年を経過した堺みなみは数度の修繕を経ているものの、65 人の定員に対し毎日 70 名程度が通所しており手狭で、車いす対応トイレが 1 階には 1 か所しかないなど、利用者高齢化には対応の限界にきていると考えられます。

新たな移転地が確保できれば早い時期に移転整備を行い、今以上の広さとバリアフリー化など高齢化・重度化への対応を確保する方向で検討します。

②小規模事業所の再編と重度対応型通所事業所の検討

当法人には定員 20 名の小規模な通所施設として、生活介護事業の「つむぎ」「デイセンターフレンズ」「くるみの樹」があり、就労継続支援Ｂ型事業の「うららのお店」があります。これらの小規模施設は小回りが利き、利用者のニーズに応えやすいという利点を持ちながらも昨今の利用者の高齢化や新たな利用者の減少という状況の中で安定的な運営が難しくなっています。そこで現在の各施設の長所をできるだけ残しつつ、安定的な運営ができるようこれらの施設の再編を検討します。特につむぎは、高齢障害者の日中の居場所としてゆったりとした時空間や日課、介護や医療の必要な人たちに適切な支援を提供できることを目的に 2014 年に開設しましたが、民家を改装しているため面積が狭く、利用者の入院などにより利用者の増が難しい状況です。

そのため例えば、小規模な通所事業所を再編・統合し看護師を常駐化するなど、新たに重度者にも対応できる通所事業所の創設を検討します。また PT 等を配置して週 1、２回リハビリを法人内の他通所事業所から交代で受け入れることなど法人全体の重度化・高齢化への対応も検討します。

③高齢化・重度化に対応した暮らしの場の検討

1991 年に知的障害者福祉ホーム（堺平井寮）としてスタートした「平井ホーム」は、重量鉄骨造りではあるものの、すでに３０年の歳月を経、建物内外全体の劣化が目立ってきています。また、1998 年に堺市営万崎住宅に当法人として初めて設置した「サウス・ライト」は 24 年の歳月を経ますが、堺市の公営住宅建替え計画の進捗により近接の棟の解体準備が進んでいることから、近い将来（2026 年ころ）転居が迫られると予想しています。サウス・ライトのような小規模グループホームは民家や団地を改造したものが多く、家賃は安いものの耐震化や個室化が難しく世話人が一人体制であるなど、運営上の課題が多くなっています。

そのため、老朽化したホームを中心に様々な手法により順次再編統合に向けた検討をすすめ、一定数は車いすでも暮らせる平屋型で夜間複数体制の取れる 10 人定員とするなど、より快適な生活環境が提供できるように努めます。

また高齢化、重度対応として日中支援も可能な日中活動支援型グループホームは必要な体制に比して報酬が低く収支均衡が難しいと言われていますが、他の事業と連携して運営するなどあわせて安定運営・収支均衡できる方法などを研究します。

④介護事業所や医療との連携

介護やリハビリなどの対応が必要となる方が増えつつあります。しかし、当法人のご利用者が 65

歳以上の要介護だからと言って単純に介護保険施設や介護事業所への移転は困難な場合が多いです。やはり一般の要介護高齢者の中では知的障害者の対応が難しかったり、介護保険制度上 1 割負担の問題があるからです。そのため当法人では、障害福祉サービスとしてできるだけ対応できるよう、職員の資格取得や研修を勧めて重度加算やリハビリ加算などを取得することにより、高齢化・重度化の問題に対応することを検討します。

あわせて、訪問診療・訪問看護・訪問リハビリなどの医療サービスや介護サービスとの連携を進め、グループホームやご自宅でのより安心な生活が実現するように努めます。

※通所事業所では加算取得する以外に訪問で医療的サービスを受けることができない。

4）地域に開かれ地域と共生する事業運営

①うららのお店のふれあいモーニング

2018 年からうららのお店を活用し、月 2 回地域の 70 歳以上の高齢者に低額で朝食（セット）を提供する活動を行ってきました。2020 年度から新型コロナ感染症への対策で中止を余儀なくされていますが、高齢者の閉じこもり防止や地域とのつながりづくりに役立っているとともに、うららのお店の賑わいや活気にもつながるため、コロナ収束後の再開をめざします。

②大阪しあわせネットワークへの参画

大阪府社会福祉協議会に加入する多数の社会福祉法人が参画して活動する地域貢献事業「大阪しあわせネットワーク」に次年度も参画し、府内他法人とともに経済的な生活課題のある府民への支援を行い、社会福祉法人としての役割を果たします。当法人ではわららか草部、堺みなみそれぞれにコミュニティソーシャルワーカー（研修を受けた法人職員）を配置して対応しています。

③地域共生の取組みを検討

障友会はこれまで「障害のある人たちにあたりまえの生活と生きがいを」との理念のもと、主に障害者本人とそのご家族を対象として支援を行ってきました。一方、我が国では、高齢化や人口減少が進み、暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、誰もが役割を持ち、お互いが存在を認め合い時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会づくりが求められています。そこで当法人も、空き缶等リサイクル活動や清掃散歩など、各施設ができる地域の住民との交流やともに地域を作っていく取り組みなどについて検討し、地域とともに歩む社会福祉法人をめざします。

5）特色ある授産活動やレクリエーションで充実した生活を実現する

①授産活動の活性化

2022 年度はコロナ感染症対策で休止していたうららのお店を再開し、授産製品バザーも再開するなど、ようやく授産活動にも明るい兆しが見えてきた年でした。また、各事業所においては組み立てや内職作業等を新たに受注し、できる限り工賃を確保するよう努めました。

昨年度から、市内事業所授産製品を共同販売しているパッセの代表を当法人の通所事業所管理者が務めています。そこでパッセの活動に積極的に関わりながら、当法人の製品の積極的な販売促進に努めます。また、重度中度の方でも可能な授産製品や作業など魅力ある授産事業を研究し、開発していくことや授産工賃の向上を目指します。

②充実した生活の実現

ご利用者やご家族に魅力的な特色ある活動（農園づくりや発達支援研究、社会性を身につける活動

など）を研究します。また、ウイズコロナで実施できるレクリエーションやノウハウ集を作成する取り組みなど、コロナ禍でも利用者が様々な体験や外出ができるような取り組みやレクリエーションなどのメニューを工夫していきます。

６）将来を担う職員を育成する

①職員の確保

社会福祉現場への若い人材の応募が極めて乏しい状態が常態化しています。当法人においては学生就職サイトであるマイナビと契約し学生に向けての就職ウエブサイトを開設し、説明会も ZOOM でのオンライン開催とするなど積極的な確保対策を行っており、今期は 20 数名の面接と 10 名あまりの見学を経て一定数の新規職員の確保ができました。これからも採用めざして施設見学や実習への誘導などに努めます。

また、非常勤職員についても新たに地域求人サイトへの掲載を開始するとともに、求人情報誌「ぱど」の活用、当法人ホームページにも採用情報を掲載し、今年度も人材確保の広報活動に努めます。さらに、2022 年度から障害施設部会として複数法人共同で開始した人材確保のためのホームページ開設や求人イベントに参画します。

②職員研修の充実

利用者支援の向上と職員の高度なスキルの獲得のためには不断の各種研修の実施が欠かせません。新人研修を始めとした職員のキャリアごとの研修に加え、動画配信「サポートカレッジ」による職員の自己研修を継続して実施し、職員の資質の向上に努めます。

また、当法人が加盟する団体の外部研修については、今年度から正職員だけでなく非常勤職員へも受講費の補助を行うなど職員自ら学ぶことを推奨し、その育成に努めます。さらに他法人の視察やサービス管理責任者・強度行動障害研修といった研修を積極的に受講させることで支援技術の向上を図ります。

③キャリアパスの確立と目標管理等評価制度の導入

各職位におけるキャリアパスを策定し、その職位での業務を全うしてもらうために、2022 年度から管理者以上の職員の目標管理、自己評価制度を試行しています。これは自らの業務を見直す機会となるとともに、ヒアリングの導入によって各職員との意思疎通や期待される役割を認識する機会となっています。今年度も試行を継続し、管理者をはじめ職員がスキルや経験を重ね、その成長を促していくことで事業の推進力強化につなげます。

④職員研究プロジェクトの推進

当法人では従来から職員有志による発達障害研究会の開催や転倒防止の研究会などをおこなってきましたが、2022 年度には食事、排泄、送迎などの支援業務マニュアルの策定を行い、業務の流れを新人にもわかりやすく学習できるものを作成しました。今年度も例えばウイズコロナ下でも可能な行事・レクリエーションの事例研究など職員による研究会の活動を推進し、よりよい事業運営に向けて取り組みます。

７）持続可能な経営基盤を確立する

近年、多くの NPO や株式会社を含めた事業者が障害福祉サービス事業に参入してきています。このこと自体は障害者・ご家族にとって選択肢が増えることであり良いことではあるものの、一方で当法人

としては新たなご利用者の獲得が難しくなってきています。また、ご利用者の高齢化・重度化によって、支援する職員も増やしていかなければ十分な支援ができなくなってきています。さらにコロナによる利用の手控えや年々職員人件費が増加しており、2020 年度から 2 年連続の赤字決算となるなど、法人の事業運営は大変厳しい状況になりつつあります。

そのため、業務の効率化や各種加算の獲得、人的資源の効率配分、事業の再編などにより、人手が少ない中でもできるだけ効率的な運営ができるよう工夫を行い、将来の投資の費用を生みだすなど持続可能な事業運営をめざします。

①ショートステイの経営改善

ショートステイは利用者が地域生活を営んでいくうえで不可欠な事業でありながら、その経営は非常に厳しい状況となっています。コロナ禍の中でも稼働率を年間 85%以上等、できる限り上げていくとともに、職員体制の見直し、事業の効率化、各種加算や定員スケールメリットの活用など様々な検討を行い収支改善をめざします。

②各事業所での各種加算等の積極的な確保と利用者増

各通所施設やグループホームでは高齢化や重度化で以前より人手がかかり、人件費も増加傾向にあります。そこで積極的に各種加算の取得などを検討し、重度化への対応とともに収入の確保を図ります。

また、わららか草部については利用者の高齢化・重度化が進んできていることから、比較的軽度の方の入所を促したうえで生活介護を 2 つのグループに分け、それぞれのグループにより適した支援を行いやすくする生活介護単位制の導入を検討しましたが、中軽度の利用者が少なく、比較的軽度のグループがなかなか作れないことがわかりました。今後も可能性を探ります。

※単位制・・状態の異なる利用者グループを分けて支援をする方法（1 単位２０名以上）

③相談支援事業の機能強化

利用者の高齢化等に伴い、身上監護の必要性が高まり、生活保護や介護保険サービスなど他制度との調整も必要になるなど、相談支援の重要性が増しています。昨年度は「うてな」と「ともに」の現状 2 か所ある相談支援事業所を組織上 1 事業所として再編し、報酬の高い機能強化型の導入を図りました。今年度はエリアサポートグループとの事務室一体化を行い、通所施設等とも今以上の連携を模索し、当法人の相談支援事業所としてその役割を最大限発揮できるように努めます。

④利用者の確保

近年 NPO や民間事業者の参入による日中活動事業所やグループホームの量的拡大が起こっており、障害福祉分野においても利用者の獲得競争が始まっています。このこと自体は障害者施策の進展によるもので、障害者サービスも選ばれる時代になってきたことは喜ばしい事だと考えます。一方で、そのため当法人の新規利用者は減少傾向にあり、在籍利用者の高年齢化、疾患の重篤化等により、利用の中止や終了が増加するとともに全体の利用者数が減り始めています。今後、事業の持続的な継続のためにも、パンフレットやホームページでの PR の拡充とともに、支援学校へのアプローチを強化することなどにより新規ご利用者の確保に努めます。

８）より良い事業運営に向けての取組み

①虐待の防止と利用者処遇の向上

2022 年度は厚生労働省の報酬改定に伴う指導により、虐待防止委員会に身体拘束適正化委員会を併設し、身体拘束適正化指針の作成やそれらに伴う規定の追加を行いました。またここ３年間、コロナ禍において多くの行事が中止になり、外出機会も減るなどご利用者のストレスが溜まっています。利用者処遇の向上に向けて、日中事業所、ショートステイ、グループホームにおいても職員・世話人の研修を行うとともに、利用者の処遇・支援の工夫と向上に努めます。

②事業所支援活動の実施

法人・施設運営を適切に行っていくため、法人内各事業所への運営、指導、助言（支援）活動である「事業所支援活動」を 2019 年度から開始しました。本活動は法人理事２人、業務執行理事２人、他事業所の管理者 1 人という 5 人体制を基本として実施しています。本事業は当該施設の職員にとっても支援活動チームの構成員にとっても、日々の運営のマンネリを廃し「気づき」を得られる機会と高い評価を得ているところです。2022 年度はうららのお店を対象として実施しました。2023 年度も継続して活動していきたいと考えます。

③法人広報活動の推進

2022 年度は法人パンフレットを新たに作成するとともにホームページを更新し、各事業についてよりわかりやすく紹介しました。これらは、ご家族や関係者への広報になるだけでなく、支援学校への利用者確保 PR や大学等への採用活動など、法人の存在や活動を広く PR することにつながっており、今後も必要に応じて更新に努めます。

また、当法人の機関紙「至心」については、各事業所での出来事やイベントなどを紹介するだけでなく法人のトピックスなどを掲載しています。今年度も年４回、３ヵ月に一度の発行を継続していきます。

④防災対策等の推進

2022 年度には災害時においても当法人の事業を継続するため、災害に関する BCP（事業継続計画）を策定しました。今年度も防災、発災に対するマニュアルの更新、各事業における避難訓練等の着実な実施、備蓄用食料飲料等の点検と充足を確実なものとします。

また、大阪府の「大阪災害派遣福祉チーム　―　略称大阪 DWAT」に職員３人を登録。すでに養成研修も終了しており、当法人のみならず他地域で発生する災害等への応援体制にも法人として参画できるようにしています。

⑤40 周年に向けた取り組み

障友会は 1985 年の法人創設以来、39 年目を迎えます。いよいよ 2025 年には創設 40 年の節目が見えてきました。今年度は創設 40 年に向けた取り組みの検討を開始します。